(8)　政府は、(7)の措置を平成二六年度から平成二九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとした。（第四条第八項関係）

(9)　政府は、(7)の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとした。（第四条第九項関係）

(10)　政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度（以下「新制度」という。）を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第四条第一〇項関係）

イ　新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。

ロ　新制度の対象となる疾患の拡大

ハ　新制度の対象となる患者の認定基準の見直し

ニ　新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し

(11)　政府は、(10)の措置を平成二六年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとした。（第四条第一一項関係）

(四)　介護保険制度

(1)　政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとした。（第五条第一項関係）

(2)　政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第五条第二項関係）

イ　地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しによる次に掲げる事項

(イ)　在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化

(ロ)　多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備

(ハ)　認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策

ロ　イに掲げる事項と併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し

ハ　一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し

ニ　特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し

ホ　指定介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給の対象の見直し

ヘ　介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減

(3)　政府は、(2)の措置を平成二七年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとした。（第五条第三項関係）

(4)　政府は、(三)の(7)ロの(ロ)に掲げる事項に係る措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第五条第四項関係）

(五)　公的年金制度

(1)　政府は、次に掲げる措置の着実な実施のための措置を講ずるものとした。（第六条第一項関係）

イ　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給

ロ　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づく基礎年金の国庫負担割合の二分の一への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮及び遺族基礎年金の支給対象の拡大

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、イ及びロに規定する法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づく措置

(2)　政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第六条第二項関係）

イ　国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

ロ　短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

ハ　高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

ニ　高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

3　社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

(一)　社会保障制度改革推進本部

(1)　設置

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置くものとした。（第七条関係）

(2)　所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとした。（第八条関係）

イ　2の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。

ロ　2の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。

ハ　受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、ロの検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

ニ　受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

(3)　組織等

本部は、社会保障制度改革推進本部長（内閣総理大臣をもって充てる。）、社会保障制度改革推進副本部長（国務大臣をもって充てる。）及び社会保障制度改革推進本部員（内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣（このうち副本部長に充てられたものを除く。）並びに内閣総理大臣の指定する国務大臣）をもって組織するものとした。（第九条～第一二条関係）

(4)　設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとした。（第一五条関係）

(二)　社会保障制度改革推進会議

(1)　設置

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）を置くものとした。（第一八条関係）